

# 第5回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時：平成26年12月10日（水）14:00～16:00

場 所：ルビノ京都堀川「松」

会議次第

1 開会

2 説明事項

- (1) 前回委員会の概要
- (2) 京都府いじめ問題対策連絡会議について
- (3) 重大事態に関する全国状況について
- (4) 京都府教育委員会の今後の取組について
  - ・各種啓発資料（案）について

3 その他

4 閉会

## 説明 1

### 平成26年度第4回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日 時 平成26年10月22日(水) 午後2時00分から同4時00分
- 2 場 所 ルビノ京都堀川 「松」
- 3 出席者 【委 員】6名(1名欠席)  
【府教委】指導部長、教育企画監、学校教育課長 ほか  
【傍聴者】なし

#### 4 概 要

(事務局からの説明事項)

- (1) 前回委員会の概要
- (2) 京都府いじめ調査委員会について
- (3) 平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」等について
- (4) 京都府教育委員会の今後の取組について

#### <主な意見>

(○は委員、●は事務局)

#### 平成25年度「問題行動等調査」結果について

- 文科省の問題ではあるが、府のデータに政令指定都市分が含まれていると、状況を読み解きにくく、府教委独自の施策の検討がしにくいと感じる。
- 京都のいじめの認知件数は、徹底して調整した上で出てきた数値であり、全国最多となつたが、逆にそれで良いと思う。
- 府教委の調査方法は、法の趣旨やいじめの定義からすれば妥当だろうと思うし、このような方法で全国でも統一的に調査がされていくことを期待する。
- 児童生徒の相談状況で、学級担任以外のスクールカウンセラー、養護教諭等への相談が、府では少なく全国とかなり差が見られるが、配置の問題等があるのか。
- いじめの相談関係については、京都府では「いやな思いをしたもの」全てをあげているため分母が大きい状況にあり、「いやな思いをしたもの」のうち、相談しなくとも解決したケースが多かったのではないかと考えている。
- 軽微なものは必ずしも相談しなくても自分で解決するということもあると思うが、府教委の調査での2段階以上のものについて、どの程度相談がなされているのかが分かればありがたい。
- 更に掘り下げたレベルで研究することは意義がある。  
大きな母集団があるので、例えば、学年別等の発達段階別に切った場合の傾向等、様々な切り口で検証し、積極的に発信していくことが重要だ。

- 国研の調査ではかなりの高い割合での加害・被害の経験が報告されている。全国的に認知率が低い中、京都府は全国最多のデータを把握している訳なので、この内実をきちんと分析しながら、国研の調査と比較して、更に見逃しているケースもあり得るという意識も持つて、とことん研究してほしい。
- 是非この流れを大事にして、来年の数値を急激に減らそうとせず、積極的に検討いただき、全国のトップランナーとしていじめの問題に対応していってほしい。
- このように幅広く集まると、全体像が見えにくい。  
府の調査での2段階レベルの把握をしないと、我々も施策を検討するに当たっていろいろな意見を出しにくいと思うので、全件を調査することは難しいかも知れないが、何らかの形でもう少し突っ込んでいただけだとありがたい。
- 学校における日常の取組で、職員会議等を通じて、先生同士の話し合いが高い率で実践されていることは喜ばしい。  
職員室の中でスクールカウンセラーや養護教諭、管理職も含めて問題が共有できれば、担任も対応しやすくなると思う。

#### 各種啓発資料について

- 啓発資料については、府教委が責任を持って出すものと、もう少し広い立場で出した方が良いものもあると思う。  
教職員向けは府教委で、保護者向けには、法律でいう「いじめ問題連絡協議会」のようなレベルでいろいろな関係機関の連携のもとに作成するなど整理しても良い。
- まずは、府教委中心で作成いただくが、将来的にはもう少し大きな組織で、全体に統一性のあるものを出すことも検討いただきたい。
- 保護者向けや子ども向けのチラシは折りたたむと破れて、ゴミ箱行きになってしまふ懸念がある。形体として、もう少し小さくて持ち運びのできるものが望ましい。
- 今年度は難しいが、来年度に向けては工夫していきたい。  
現行の資料は法制定前に作成したものであり、修正しなければならない点が多くあるので、まずは第一弾として作成を急ぎたい。
- 保護者向けの資料では、保護者が主になって対応するよりは、一人で悩まず学校に相談して、学校と一緒にになって解決に向けて対応するという流れの方が良いと思う。
- 保護者向けには、携帯やスマートフォン等の関連に力を入れてもらわなければいけないので、ネット関係のいじめについても一步踏み込んだ形で何か出していっても良いと思う。
- 海外から来られている保護者にもわかるような資料にしていただければありがたい。  
京都府でも様々な資料を外国語で出されており、民間やボランティアと連携するなど、何かうまく伝える方法を検討してほしい。
- 「人権」あるいは「子どもの権利」ということをきちんと書いてほしい。  
被害者側に「あなたには守られる権利がある」ことを伝えるとともに、加害者側にも「あなたの課題を解決していく手助けが得られるのだ」というメッセージになると思う。

- 子どもたちに向けては、全ては無理でも、主要なところは子どものわかる言葉にする必要がある。
- 実際は、子どもたちが辞書を片手に、自分たち自身で分かる言葉に翻訳していくことが一番効果的ではある。
- 子ども向けは、具体的な視覚に訴えて、漫画のようなものにできないかなと思う。中学生でも漫画以外は読まないという子もいる中、漫画の方が子どもたちに訴えることができるような気がする。
- 子ども向けのチラシについて、一番メッセージを伝える必要があるのは、いじめられている子どもだと思う。「あなたが少しでも相談してくれたら私たち大人が守る」ということを伝えてあげる必要がある。

何か声を上げてくれれば必ず助けるということをメッセージとして是非強調してほしい。

- 教職員向けにも、学校全体が総がかりで対応することで、担任の先生が安心して動けることを保障することが重要だ。「見て見ぬふりをすることなく、言ってくれたらみんなで担任の先生を応援するぞ」ということが伝わるようにしてしていただきたい。
- いじめは本当に総がかりで対応しなければいけないので、管理職の先生にもその覚悟を持って、現場の先生一人一人の意見を絶対に吸い上げるよう、是非指導していただきたい。

### 来年度予算等の方向性について

- 貧困問題にも関連するが、授業がおもしろくない、分からないということから起こる問題事象もあると思うので、個別的な学習支援が必要だと思う。  
中学校でも塾に通えない子もいるし、小学校4年生くらいから授業についていけない子が出てくると思うので、補習等の直接的な学習支援のための人材を先生以外に入ってもらってはどうかと思う。
- 来年度に向けての予防面になるが、現行のアンケートに貧困の問題も含め、生活適応のようなものを加えてパッケージ化した京都府独自のアンケートを、1・2年かけてでも専門家等とも連携して開発できれば良いと思う。
- 事後対応としては、もう少し何らかのサポートがほしい。  
深刻な事態に対しては、別室での学習保障を含め、継続的・中・長期的に教員をサポートできる人的配置が可能にならないかと思う。
- いじめに関して学校の先生方が勉強するような場は毎年持っているのか。  
講演会や会議で話を聞くだけでなく、最近の傾向等について質疑・議論するような機会があれば良いと思う。認識を共有化し、全体のレベルアップを図ることが必要だ。
- 守秘義務も踏まえて、相談業務を担当される人を対象とした講習会等もやった方が良い。

## 説明 2

### 京都府いじめ問題対策連絡会議 設置要領(案)

#### (趣旨)

第1 京都府は、本府におけるいじめ問題の克服に向けて関係機関等が連携を図ることにより、いじめの防止及び早期発見・早期対応（以下「いじめ防止等」という。）並びにいじめ防止等に関する地域、家庭、関係機関等の連携をより実効的なものとするため、京都府いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

#### (職務)

第2 連絡会議では、次の事項について情報共有及び連携を図るものとする。

- (1) 学校及び地域におけるいじめの状況
- (2) 学校、地域、関係機関等によるいじめ防止等の取組
- (3) 府民へのいじめ防止等に対する理解の促進
- (4) その他いじめ防止等の推進に関すること

#### (構成)

第3 連絡会議は、別表に掲げる者によって構成する。

#### (会議)

第4 連絡会議は、必要に応じて開催する。

2 連絡会議は、連絡会議を構成する者以外の者に対し連絡会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

3 連絡会議を構成する者は、正当な理由がなく、連絡会議の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (事務局)

第5 連絡会議の事務局は、京都府文化環境部文教課及び京都府教育庁指導部学校教育課に置く。

#### (補則)

第6 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要領は、平成26年 月 日から施行する。

施行日を記載

別表

関係機関等	構成員
京都府いじめ防止基本方針に規定された調査機関	京都府いじめ調査委員会委員長、京都府いじめ防止対策推進委員会委員長
公立・私立の学校	京都府小学校長会、京都府公立中学校長会、京都府公立高等学校長会、京都私立小学校連合会、京都府私立中学高等学校連合会
市町村	京都府市長会、京都府町村会
市町村教育委員会	京都府市町村教育委員会連合会、京都市教育委員会
PTA	京都府PTA協議会、京都府立高等学校PTA連合会、京都市PTA連絡協議会、京都市立高等学校PTA連絡協議会、京都府私立中学高等学校保護者会連合会
地方法務局	京都地方法務局人権擁護課長
児童相談所	京都府家庭支援総合センター所長、京都市児童相談所長
府警察	京都府警察本部生活安全部少年課長
府及び府教育委員会関係課	人権啓発推進室長、青少年課長、家庭支援課長、高校教育課長、特別支援教育課長、社会教育課長
事務局	文化環境部文教課、教育庁指導部学校教育課

## 京都府いじめ問題対策連絡会議関連記述一覧

### ● 京都府いじめ防止基本方針

#### 第2 1 (1) 「京都府いじめ問題対策連絡会議」の設置

いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「京都府いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

連絡会議の構成員は、学識経験者、公立・私立の学校、市町村、市町村教育委員会、PTA、地方法務局、児童相談所、府警察、府及び府教育委員会関係課その他の関係者とする。

#### ◇ いじめ防止対策推進法

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

#### ◇ いじめの防止等のための基本的な方針（国）

#### 第2 2 (3) いじめ問題対策連絡協議会の設置

地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。

例えば都道府県に置く場合、学校（国私立を含む）、教育委員会、私立学校主管部局、児童相談所法務局又は地方法務局、都道府県警察などが想定される。この他に弁護士、医師、心理や福祉の専家等に係る職能団体や民間団体などが考えられる。

なお、この会議の名称は、必ずしも「いじめ問題対策連絡協議会」とする必要はない。

また、法に定める「いじめ問題対策連絡協議会」は条例で設置されるものであるが、機動的な運営必要な場合などは、条例を設置根拠としない会議体であっても、法の趣旨を踏まえた会議を設けることは可能である。

都道府県が「いじめ問題対策連絡協議会」を置く場合、連絡協議会での連携が、区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、区域内の市町村の教育委員会等との連携が必要である（例えば、都道府県の連絡協議会に市町村教育委員会も参加させたり、域内の連携体制検討したりする際に、市町村単位でも連携が進むよう各関係機関の連携先の窓口を明示するなど）。

なお、規模が小さいために関係機関の協力が得にくく連絡協議会の設置が難しい市町村においては、近隣の市町村と連携したり、第14条第2項に基づき、都道府県の連絡協議会と連携したりするこが考えられる。

## 説明 3

### 重大事態に関する全国状況（最近の報道より）

#### 【青森県】

- 昨年のトラブル時のLINE「古いので削除」 <平成26年10月27日 読売新聞>

青森県八戸市内の県立高校2年の女子生徒が7月に遺体で見つかり、両親が「いじめによる自殺の可能性が高い」と調査を求めている問題で、県教委は26日、有識者による「いじめ防止対策審議会」（会長・内海隆青森公立大教授）の6回目会合を非公開で行った。

会議後に記者会見した内海会長は、無料通話アプリ「LINE（ライン）」で女子生徒が友人との間でトラブルがあった1年時のやりとりの記録を業者に照会した結果、「古いのでサーバーから削除して残っていない」と回答があったことを明らかにした。

- いじめ有無26日判断／八北生死亡 <平成26年11月13日 東奥日報>

八戸北高校の女子生徒が7月に八戸沖で遺体で見つかり、両親が「いじめによる自殺の可能性がある」として調査を求めている問題で、県いじめ防止対策審議会（会長・内海隆青森公立大教授）は12日、県教育庁で7回目の会議を開いた。終了後に会見した内海会長は、次回26日にいじめの有無などを判断して審議を終了し、12月上旬にも中村充教育長に報告書を提出したい考えを示した。

- 八北生いじめ有無、判断持ち越し <平成26年11月27日 東奥日報>

八戸北高校の女子生徒が7月に八戸沖で遺体で見つかり、両親が「いじめによる自殺の可能性がある」として調査を求めている問題で、県いじめ防止対策審議会（会長・内海隆青森公立大教授）は26日、県教育庁で8回目の会議を開いた。同日の会議で予定されていた、いじめの有無などについての結論は次回に持ち越しとなった。

#### 【滋賀県】

- 中2生徒の転落は「いじめ原因」 滋賀・高島の中学校が調査報告書

<平成26年11月12日 京都新聞>

滋賀県高島市内の中学校で5月に2年男子生徒（14）が校舎3階の窓から転落し重傷を負った事故で、同中は12日、調査報告書を福井正明市長に提出した。転落の理由は「長期的ないじめが直接的原因」と推定した。

同中の校長（57）と教員のほか、弁護士と臨床心理士も参加した校内組織で調査した。「保護者と相談の上、心理的負担を考慮し、男子生徒への聞き取りは行っていない」という。

報告書は44ページ。事故後の全校生徒へのアンケートや聞き取りを基にまとめた。「首を絞められた」「文房具を隠されたり壊された」など、クラス内で男子生徒に対し20のいじめ行為があったと報告。「複数の生徒から長期的、継続的に行われたいじめが心身に苦痛を蓄積させ、当日のいじめをきっかけに転落したと考えるのが合理的」とした。

教職員がいじめに気づかなかった理由として「（校内で）いじめの相談がない状態が続き、危機意識が低下していた」などと指摘。再発防止策では、いじめ早期発見へ教職員の情報共有を進め、生徒へのアンケートも継続する。

この日記者会見した校長は「いじめは昨年の2学期ごろには起き、数十人が関わっていた」と説明、富永雄教教育長は「生徒や保護者におわびする。市内の全小中学校に指導の徹底を図る」と述べた。報告書は先月、男子生徒の保護者に示し「了解してもらった」（市教委）という。

男子生徒は5月26日、休み時間中に3階教室の窓から転落、両足や腰などを骨折して8月まで入院した。2学期からは毎日登校し、体育の授業で見学する以外は通常の学校生活を送っているという。

## 【熊本県】

- 熊本市・高1自殺、県教委「フォローしていれば」解決と認識し悲劇 [熊本県]  
＜平成26年10月23日 西日本新聞＞

熊本市内の県立高校1年の女子生徒＝当時（15）＝が昨年8月に自殺していたことが分かった22日、県教育委員会は急きよ記者会見し、女子生徒に対し、無料通信アプリ「LINE（ライン）」への書き込みなど計4件のいじめがあつたことなど、問題の経緯を説明した。校長を伴い会見した県教委幹部は「声掛けなどのフォローをしていれば（女子生徒の自殺は）起きなかつたのではないかという反省がある」と唇をかんだ。

「身体的な特徴を揶揄（やゆ）する表現や『レスキュー隊を呼んどけ』など身体に危害を加えると脅すようなLINEへの書き込み」「携帯電話を無断で扱う」。

会見で県教委と校長は、高校が設置した調査委員会がいじめと認定した4件を明らかにした。いずれも同じ寮に暮らす同級生による行為だった。

生徒が自殺する前の昨年6月末、生徒の保護者が同級生のLINEへの書き込みについて高校に相談していた。担任は寮生活に関わる内容と判断し、対応を寮の舎監長に一任。舎監長は同7月上旬、生徒同士で話し合させ、和解したとみなしていた。

会見で校長は、校内で女子生徒側の訴えについて情報共有しないまま担任などがトラブルが解決したと認識していたことに「組織的に対応していれば、生徒に対して多面的な支援ができたのではないか。フォローを手厚くしておくべきだった」と反省の言葉を述べた。

県内では昨年4月、山都町の矢部高校3年の女子生徒＝当時（17）＝が自殺。県は「いじめ調査委員会」を設け、学校が行った調査の妥当性を検証中だ。

繰り返された悲劇に、県教委の上川幸俊教育指導局長は「二度とこういうことが起らぬようにやっていたところで起きた。大変残念だ」と声を落とした。越猪浩樹高校教育課長は「各学校で命を大切にする心を育むための取り組みを続けていくしかない」と語った。女子生徒の自殺といじめの因果関係は、今後調査を進める考えを示した。

高校は22日朝、緊急の全校集会を開催。校長が女子生徒の自殺を伝えた。

- 熊本市教委がいじめ再調査へ 中3男子自殺未遂  
＜平成26年10月30日 熊本日日新聞くまにちコム＞

熊本市立中3年の男子生徒がいじめを苦に自殺を図った問題で市教委は30日、いじめの事実や自殺未遂との因果関係を、市教委が常設する「いじめ防止等対策委員会」で再調査する意向を示した。

男子生徒をめぐっては学校が設けた調査委員会が9月、無料通信アプリ「LINE（ライン）」でのトラブルなど3件を「いじめ」と認定。1年のころのいじめは解決済みとし、調査対象を2年だった昨年9～12月に限っていた。市教委は「学校の調査結果に保護者の納得が得られていない」として、1～3年まで幅広くいじめの実態を再度調べる考え。特に3年になってからは、自殺未遂につながる状況や原因がなかったか検証する。

再調査には、いじめ防止対策推進法に基づいて市教委が4月設置した、学識者や弁護士ら第三者によるいじめ防止等対策委員会を充てる方針。

男子生徒は今年7月、多量の薬を飲むなど自宅で自殺を図り、救急搬送された。いじめを苦にした遺書を残しており、現在は登校できる心理状態にないとして自宅療養中。市教委の再調査方針について、男子生徒の保護者は「原因を究明してほしいが、そもそも深刻な事態になる前にいじめを止めてほしかった」と話している。

市教委は30日、市役所で会見を開き、杉原哲郎次長が「今も苦しみ、登校できない生徒や保護者の気持ちを考えると心が傷み、大変申し訳ない」と謝罪した。

- 熊本・中3自殺 「いじめ放置」と両親提訴 ＜平成26年12月4日 読売新聞＞

熊本県和水（なごみ）町で2012年7月に町立中学校3年の男子生徒（当時14歳）が自殺した問題で、「いじめを放置していた」として、生徒の両親が同町を相手取り、1100万円の損害賠償を求める訴えを熊本地裁に起こした。提訴は10月23日付。

訴えによると、自殺した生徒は、首を絞められて失神したり、身体を押さえつけられてズボンを脱がされそうになったりするいじめを受けていたとし、「教諭らはいじめと認識せず、自殺を予見できたのに放置していた」と主張。学校や町教委はいじめはなかったと早期に断定し、いじめを調査する第三者委員会の設置に反対した、としている。

算定した損害相当額は約9000万円になるというが、「多額の賠償を得ることが目的ではなく、子供の無念さを晴らすとともに、再発防止のため」として、請求額を一部にとどめたとしている。提訴を受け、和水町の福原秀治町長は「遺族の気持ちちは理解できる。丁寧に対応したい」と述べた。

## 【千葉県】

### ● 中1女子が自殺未遂「LINEいじめ」も？ <平成26年11月1日 千葉日報ちばとぴ>

千葉県我孫子市の市立中学1年の女子生徒（13）が8月、学校でのいじめを理由に2度にわたり自殺を図っていたことが31日、関係者への取材で分かった。学校や市教育委員会は、陰口などの行為を認め、加害生徒とともに女子生徒側に謝罪したが、いじめに当たるか、自殺との関係は調査中という。謝罪後もいわゆる「LINEいじめ」があったといい、女子生徒は登校しているが教室には行っていない。

女子生徒の両親によると、女子生徒は8月18日夕、自室で「死にたい」などと記した日記を残し、カッターで右手首を切ろうとしたところを両親が発見。22日夕は、母親の携帯電話に「ママごめんなさい。もう消える」などと自殺をほのめかすメールを送信。両親が付近を探したところ、自宅近くの公共施設で、カッターの刃を右手首に当てている女子生徒を発見した。両親が制止したため、女子生徒にけがはなかった。

両親によると、女子生徒はことし5～8月ごろまでの間、所属する運動部の同級生の女子部員から日常的に「うざいんだよ」「(部活を)早く辞めろよ」などと陰口を言われたという。

また、女子生徒が体調不良で部活を休んでいる間に女子生徒のロッカーの名札が外され、用具が隠されたこともあったとする。女子生徒は8月上旬に退部した。両親はいじめがあったとして学校に調査を求めた。

学校によると、自殺未遂の後、部員に聞き取り調査を実施し、陰口などの事実は認めて8月末、校長ら教員と1年の女子部員8人が女子生徒と両親に謝罪。しかし、その後も、9月末には女子部員により無料通信アプリ「LINE（ライン）」で「(女子生徒を)突き落とそーぜ」「地獄行きだな」などと書き込まれているという。

学校、市教委は「双方の言い分が食い違っているので、現時点ではいじめと断定できない」としている。女子生徒と両親は「学校と市教委側から、聞き取り調査の結果など、きちんとした説明を受けていない。納得できない」と再度調査を求めている。

## 【山口県】

### ● 小6、校舎から転落し重傷「いじめを受けた」山口

<平成26年11月29日 朝日新聞>

山口県美祢市の市立小学校で今月25日、6年生の男子が校舎3階から転落し、あごや鼻の骨が折れる重傷を負っていたことがわかった。男子は、いじめを受けたため飛び降りたという内容の話をしているという。市教育委員会は第三者委員会を設け、いじめと転落の関連などを調べる方針。

市教委や学校によると、男子は25日午後3時20分ごろ、3階のトイレの窓から約5メートル下の1階のコンクリートの屋根に転落。向かいの校舎にいた児童や教員が気づき119番通報した。

男子は10月中旬、同級生4人に机を蹴られたり、名前をからかわれたり、靴を隠されたりして学校を1日欠席した。保護者からの相談を受け、学校は同級生らに注意をしたほか、同級生の保護者にも連絡した。学校は今回の転落を受け、全校児童に聞き取りやアンケートを実施。今月下旬にも学外のスポーツ少年団の活動中にトラブルがあったことがわかったという。

## 説明 4

### 京都府教育委員会の今後の取組について

#### ●各種啓発資料（案）への御意見 (第4回いじめ防止対策推進委員会概要より)

対象	意 見 内 容
全 体	<ul style="list-style-type: none"><li>啓発資料については、府教委が責任を持って出すものと、もう少し広い立場で出した方が良いものもあると思う。</li><li>教職員向けは府教委で、保護者向けには、法律でいう「いじめ問題連絡協議会」のようなレベルでいろいろな関係機関の連携のもとに作成するなど整理しても良い。</li></ul>
保・子	<ul style="list-style-type: none"><li>保護者向けや子ども向けのチラシは折りたたむと破れて、ゴミ箱行きになってしまい懸念がある。形体として、もう少し小さくて持ち運びのできるものが望ましい。</li></ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"><li>保護者向けの資料では、保護者が主になって対応するよりは、一人で悩まず学校に相談して、学校と一緒にになって解決に向けて対応するという流れの方が良いと思う。</li><li>保護者向けには、携帯やスマートフォン等の関連に力を入れてもらわなければいけないので、ネット関係のいじめについても一歩踏み込んだ形で何か出していっても良いと思う。</li><li>海外から来られている保護者にもわかるような資料にしていただければありがたい。京都府でも様々な資料を外国語で出されており、民間やボランティアと連携するなど、何かうまく伝える方法を検討してほしい。</li></ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"><li>「人権」あるいは「子どもの権利」ということをきちんと書いてほしい。 被害者側に「あなたには守られる権利がある」ことを伝えるとともに、加害者側にも「あなたの課題を解決していく手助けが得られるのだ」というメッセージになると思う。</li><li>子どもたちに向けては、全ては無理でも、主要なところは子どものわかる言葉にする必要がある。</li><li>実際は、子どもたちが辞書を片手に、自分たち自身で分かる言葉に翻訳していくことが一番効果的である。</li><li>子ども向けは、具体的な視覚に訴えて、漫画のようなものにできないかなと思う。中学生でも漫画以外は読まないという子もいる中、漫画の方が子どもたちに訴えることができるような気がする。</li><li>子ども向けのチラシについて、一番メッセージを伝える必要があるのは、いじめられている子どもだと思う。「あなたが少しでも相談してくれたら私たち大人が守る」ということを伝えてあげる必要がある。 何か声を上げてくれれば必ず助けるということをメッセージとして是非強調してほしい。</li></ul>
教職員	<ul style="list-style-type: none"><li>教職員向けにも、学校全体が総がかりで対応することで、担任の先生が安心して動けることを保障することが重要だ。「見て見ぬふりをすることなく、言ってくれたらみんなで担任の先生を応援するぞ」ということが伝わるようにしてしていただきたい。</li><li>いじめは本当に総がかりで対応しなければいけないので、管理職の先生にもその覚悟を持って、現場の先生一人一人の意見を絶対に吸い上げるよう、是非指導していただきたい。</li></ul>